

議案第 97 号  
議決第 号

### 地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2020 年（令和 2 年）11 月 27 日提出  
始 良 市 長 湯 元 敏 浩

### 地方税法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（始良市牛舎整備資金貸付基金条例の一部改正）

第 1 条 始良市牛舎整備資金貸付基金条例（平成 22 年始良市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に 1 パーセント）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセント）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

（始良市税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正）

第 2 条 始良市税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例（平成 22 年始良市条例第 89 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に 1 パーセント）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。）に年 1 パーセント）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

(始良市介護保険条例の一部改正)

第3条 始良市介護保険条例(平成22年始良市条例第118号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に1パーセント)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセント)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

(始良市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第4条 始良市後期高齢者医療に関する条例(平成22年始良市条例第119号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に1パーセント)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセント)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

(始良市分担金徴収条例の一部改正)

第5条 始良市分担金徴収条例(平成22年始良市条例第146号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に1パーセント)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセント)」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

(始良市法定外公共物管理条例の一部改正)

第6条 始良市法定外公共物管理条例(平成22年始良市条例第175号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第

26号)第93条第2項の規定により告示された割合に1パーセント」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセント」に改め、「(以下この項において「特例基準割合適用年」という。))」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に、「当該特例基準割合に」を「当該延滞金特例基準割合に」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。  
(延滞金に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の始良市牛舎整備資金貸付基金条例附則第3項の規定、第2条の規定による改正後の始良市税外収入に係る督促手数料及び延滞金徴収条例附則第3項の規定、第3条の規定による改正後の始良市介護保険条例附則第8項の規定、第4条の規定による改正後の始良市後期高齢者医療に関する条例附則第5項の規定、第5条の規定による改正後の始良市分担金徴収条例附則第3項の規定及び第6条の規定による改正後の始良市法定外公共物管理条例附則第4項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。